

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第22号

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則の一部を改正する規則

新潟県起業化支援・交流拠点施設規則（平成15年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条、第8条、第12条関係）			別表（第3条、第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	使用料（円）	区 分	単 位	使用料（円）
固定式プロジェクタ	1台につき 午前(午後、夜間)	5,250	固定式プロジェクタ	1台につき 午前(午後、夜間)	5,100
可動式プロジェクタ（書画カメラ搭載）	1台につき 午前(午後、夜間)	1,050	可動式プロジェクタ（書画カメラ搭載）	1台につき 午前(午後、夜間)	1,020
拡声装置	1式につき 午前(午後、夜間)	2,960	拡声装置	1式につき 午前(午後、夜間)	2,880
ワイヤレス送受信装置	1チャンネルにつき 午前(午後、夜間)	1,050	ワイヤレス送受信装置	1チャンネルにつき 午前(午後、夜間)	1,020
マイク	1本につき 午前(午後、夜間)	730	マイク	1本につき 午前(午後、夜間)	710
備考（略）			備考（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。